

安全・安心への取り組み（宿泊約款）

①地震・津波・風水害対応（避難マニュアル） ②法律遵守の取り組み

③アレルギー対応に関して ④宿泊約款 2015. 3. 1改定

== == == == == == == == == ==

①地震・津波・風水害への対応

※当旅館の立地条件について

当旅館は、東海地震警戒区域内（静岡県東部）に位置し、当館の敷地の一部並びに周辺区域が土砂災害警戒区域並びに土砂災害特別警戒区域に該当しております。（津波避難地区には指定されていません。）

お客様の人命を最優先に考慮するため、当館では独自の避難マニュアルを作成し、大規模災害等が発生しうると考えられる場合、もしくは発生した場合においては、直ちに、避難誘導並びに指示等、以下の対応をすることになっております。

大規模災害対応避難誘導マニュアル（当旅館の契約解除・避難指示等について）

当旅館は、東海地震並びに各種大規模災害等が発生しうると考えられる場合もしくは発生した場合においては、直ちに宿泊契約を解除し、避難誘導並びに指示等、以下の対応をすることとする。

（1）東海地震警戒宣言・土砂災害特別警報・大津波警報もしくはそれに準じた政令等によって、宿泊者の非難・移動が命じられたときは、宿泊者を直ちに熱海市が指定する1次避難場所（熱海市立第一小学校）に避難誘導し、かつ速やかに所轄機関の指示に従うこととする。

（2）宿泊予約者が宿泊当日、当館へ向かって移動中の場合、前項の政令等によって当館付近一帯の住民に対し非難・移動が命じられたときは、宿泊予定者に対して、当旅館から携帯等による宿泊契約の解除並びに避難指示の連絡等を行うこととする。

（3）東海地震注意情報の発令もしくは、大雨台風等の風水害及び大規模災害等が発生する恐れ（大雨・土砂災害特別警報の発令等）が生じた場合、当館の対応は以下の通りです。

ア) 宿泊前日までの場合、宿泊予定者に対して、当館から宿泊契約の解除並びに日程変更等の連絡を行うこととする。

イ) 宿泊予約者が宿泊当日、当館へ向かって移動中の場合、宿泊予定者に対して、当旅館から携帯等による宿泊契約の解除並びに避難指示の連絡等を行うこととする。

ウ) 宿泊中の場合、宿泊者に対して、災害発生のおそれが生じた以後の宿泊契約の解除並び

に、当館の責任において、当該地区からの速やかな避難誘導を行うこととする。

※上記の規定に基づいて宿泊契約を解除したときの料金等は、以下の通りです。

ア) 宿泊前日までの場合、違約金（キャンセル料金）は、発生しません。

イ) 宿泊予約者が宿泊当日、当館へ向かって移動中の場合、違約金（キャンセル料金）は、発生しません。

ウ) 宿泊中の場合、当該地区からの避難誘導が行われた以後の、宿泊料金及び各種利用料金は、発生しません。避難誘導以前までの飲食代その他ご利用料金につきましては、宿泊約款のページをご覧ください。

②法律遵守の取り組み

芳泉閣では、法律遵守への取り組みを示すため、旅館・温泉・飲食に関する各種法律のもと、公開すべき情報をもれなく提示しています。

旅館関係における公開すべき情報（各種免許取得期日は、最新の更新日を記載）

旅館営業の取得：平成11年2月10日「旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項」許可番号：熱保衛第104号の50

飲食店営業の取得：平成26年2月4日「食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条」許可番号：00524100296

※年2回の食品衛生協会員の指導の下、保健所の立ち入り検査を受け、調理場及び、浴室の衛生管理検査を受けています。また、調理従事者は、年1回の食品衛生責任者衛生管理講習会を講習しています。

消防に関する許可：消防法令適合 平成11年2月8日熱消予第2号

※「芳泉閣消防計画」を作成し、年2回の消防設備定期検査を実施、年1回の消防署の立ち入り検査並びに、年2回の消防訓練を実施。消防設備については、年1回の消防署への報告を実施しています。

温泉利用許可の取得：平成11年2月17日「温泉法（昭和23年法律第125号）第12条第1項」許可番号：熱保衛第12-3号87温泉利用許可

※温泉法改正により、温泉成分分析表の掲示が義務付けされ、館内浴室並びにホームページに利用する温泉の成分分析表を掲示しています。

泉質／ナトリウム・カルシウム一塩化物温泉（弱アルカリ性・低張性 高温泉） 源泉採取場所温度／76.8℃ 浴槽内温泉温度／42℃ 温泉成分／（PH8.1）総成分4.967g/kg 温泉成分分析日／平成23年1月14日 加水の有無とその理由／加水有り（高温のため） 加温の有無とその理由／加温なし 循環の有無・ろ過の有無／掛け流しのため、ともに無し 入浴剤の使用の有無／無し 消毒の

有無／掛け流しのため無し 温泉浴用の禁忌症／温泉浴用の一般的禁忌症例（急性疾患・活動性結核・悪性腫瘍・心臓病等）

※温泉法により義務付けられている、浴槽水のレジオネラ検査を、保健所指定の公式検査施設に依頼して、年1回検査し、その結果を浴室内に掲示しています。（掛け流しは年1回、循環式は年2回の検査が義務付けられています。）

飲食に関する情報：米トレーサビリティ法（2011年7月1日）による、使用のお米の産地表示義務による表示。

※芳泉閣では、すべて国内産のお米を使用しています。

民法改正に伴う、宿泊約款の提示義務：ホームページ並びに各客室レジメに提示してあります。

③アレルギー対応に関して

アレルギーをお持ちのお客様に関しましては、事前に（3日前）お申出のあった場合、出来る限りの対応をさせていただきます。

ただし、「エビがダメ」などの単品のアレルギーについては対応可能ですが、小麦、大豆など成分のアレルゲンは調味料に含まれていることもあり、全てに対応することが出来かねる場合がございます。事前に（3日前）メールもしくはお電話にてご相談ください。

また、アレルギーの感受性には個人差があります。

ご希望の食材を使わないことは可能ですが、たとえばお鍋など調理器具に付着したごくわずかな成分まで完全に除くことはできません。

旅館という業務の制約上、完全にご要望にお応えすることが難しいので、安全のためにも、重度の場合は、必ずかかりつけのお医者様にご相談ください。

●お食事やアレルギー対応のお問合せはこちらから→ hosen@izu.biz

④芳泉閣 宿泊約款

2015. 3. 1改定

(適用範囲)

第1条

1 当館が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらずその特約が優先するものとします。

(宿泊予約の申し込み)

第2条

当館に宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として下記の基本宿泊料金による。)

宿泊料金の内訳

●宿泊料金

- (1) 基本宿泊料 (室料+夕・朝食料金)
- (2) サービス料金※当館では、サービス料金は頂戴しておりません。

●追加料金

- (3) 追加飲食代金 (夕朝食以外の飲食代金) 及びその他の利用代金。

●諸税

- (4) 消費税・入湯税 (大人お一人様1日150円)

※1 基本宿泊料は、別項に提示する料金表によります。

2 子供料金は、小学生以上中学生未満に適用し、大人に準じる食事と寝具等を提供した場合は、大人料金の50%を頂きます。

3 幼稚園以上小学生未満は、食事が必要な場合、お子様ランチ3,500円。(税別) 寝具の提供がお一人様500円(税別) 頂戴いたします。

4 乳幼児の場合、寝具及び食事の提供が必要ない時は無料です。それ以外は、前項に準じます。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本料金のうち、当館が定める申込金を当館が指定する日までにお支払をお願いする場合があります。

(申込金の支払いを要しない場合)

第4条

1 宿泊契約の申し込みを承諾することにあたり、当館が申込金の支払いを求めなかった場合、及び支払期日を指定しなかった場合は、申込金は、必要ないものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

当館は次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じない場合があります。

- (1) 宿泊の申し込みがこの約款によらないとき
- (2) 満室（員）により客室の余裕がないとき
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公共の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき
- (4) 宿泊しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者または団体、その他反社会的勢力であるとき
- (5) 宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
- (6) 宿泊しようとする者が、当旅館ないし当旅館従業員および役員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
- (8) 宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき
- (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
- (10) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れ、もしくは他の宿泊者に対して著しく迷惑を及ぼす言動があるとき
- (11) 東海地震警戒宣言もしくはそれに準じた政令等によって、宿泊が制限されたとき
- (12) 大雨・洪水等の特別警報もしくはそれに準じた気象警報等によって、宿泊が制限されたとき

(当旅館の契約解除権)

第6条

1 当旅館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあり、または同行為をしたと認められるとき
- (2) 宿泊者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者または団体、その他反社会的勢力であるとき
- (3) 宿泊者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であるとき
- (4) 宿泊者が、当旅館ないし当旅館従業員および役員に対して暴力的要求行為を行い、あるいは合理的範囲を超える負担を要求したとき

- (5) 宿泊者が、伝染病者であると明らかに認められるとき
 - (6) 宿泊に関して合理的な範囲を超える負担を求められたとき
 - (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき
 - (8) 宿泊者が、泥酔等により他の宿泊者に迷惑を及ぼす恐れ、もしくは他の宿泊者に対して著しく迷惑を及ぼす言動があると
 - (9) 当館が定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき
 - (10) 東海地震警戒宣言もしくはそれに準じた政令等によって、宿泊者の非難・移動が命じられたとき
 - (11) 大雨・洪水・津波等の特別警報もしくはそれに準じた気象警報等によって、宿泊者の避難・移動が命じられたとき
- 2 当旅館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません

(宿泊者の契約解除権)

第7条

- 1 宿泊者は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2 当館は、宿泊者がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合は下記の表に掲げるところにより、違約金を申し受けま
す。ただし、当館が第4条の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じ
るに当たって宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務につい
て、当館が宿泊客に告知したときに限ります。

違約金（キャンセル料金）の内訳表

1名様から

不泊	当日	前日	3日前	4日前
100%	50%	40%	30%	なし

※%は、基本宿泊料金に対する違約金の比率です。第6条の規定のうち、7・12・13の項目に該当した場合、及び当館が宿泊客に違約金の申し受けを辞退した場合、違約金は発生しません。

※大規模災害等が発生し、もしくは発生の恐れがある場合のご利用料金の支払い内訳は、第12条を参照。

(宿泊の登録)

第8条

宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業

- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

(客室の使用時間)

第9条

1 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後12:00～翌朝11:00までとします。ただし連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館が定める時間外室料は、以下の通りです。

時間外客室使用料金表

超過6時間までは、お一人様1時間500円

超過6時間以上は、基本宿泊料金の50%

(利用規則の遵守)

第10条

宿泊客は、当館内においては、当館が定めて館内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(器物破損における弁償)

第11条

宿泊客は、館内においてご利用の貸し出し器具その他、館内に備え付けの物品備品等において、故意または過失の類を問わず、破損その他被害を与えた場合、実費並びに、その他経費について、法律の定める範囲内において、その損害に対する弁償の義務を負います。

(災害発生時、避難指示が発生した場合のご利用料金の取り扱い表)

第12条

1名様から

夕食前	夕食中	夕食後	朝食前	朝食後
0	0	夕食代	夕食代	1泊2食代

※第12条の規定のうち、夕食中以前にご利用になられた飲食代金その他につきましては実費を頂戴いたします。

(その他の事項)

第13条

その他宿泊約款に掲載されていない事項においては、旅館業法並びに、他の法律の定める範囲内において対応することとする。